

令和6年度八戸市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要綱

1 募集概要

(1) 目的

高齢者の医療の確保に関する法律第20条（昭和57年法律第80号）に基づき、八戸市が実施している国民健康保険特定健康診査について、国保データベース（KDB）データ等の分析を基にした効果的な受診勧奨を実施するにあたり、民間事業者の専門的知識と創意工夫を活用することによって、令和6年度の目標受診率33.0%の達成を目指し、もって国民健康保険被保険者の健康増進を図ることを目的とする。

(2) 業務の名称 令和6年度八戸市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務

(3) 選定方式 公募型プロポーザル方式

(4) 選定スケジュール 別表1のとおり

(5) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

※ 上記委託期間中、提案内容の誠実な履行を確認できた場合、令和7～8年度の事業者選定は行わず、今回選定された事業者と引き続き委託契約を締結することがある。

(6) 委託料 応募者提案額を委託料とする（事業費上限額8,181,819円（消費税及び地方消費税を除く））。

(7) 支払方法 年1回払い

(8) 契約方法 公募型プロポーザル方式による一者随意契約

(9) 契約保証金 なし

2 業務内容

別添1「令和6年度八戸市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託に係る仕様書」に記載のとおり

3 応募手続き

(1) 募集内容の縦覧等

(ア) 公開場所

募集要項は、下記の場所において縦覧及び配布する。なお、これらの書類は、インターネットを利用して八戸市ホームページからダウンロードすることができる。

① 縦覧及び配布場所 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁舎本館1階受付案内

② インターネット掲載場所

八戸市ホームページ/事業者向け/入札・契約/公募情報/

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kokuhonenkinka/nyuusatsu_keiyaku/21773.html

(イ) 公開期間

令和6年4月30日(火)から令和6年6月17日(月)まで

(ウ) 公開時間

午前8時15分から午後5時まで

(2) 応募資格

委託事業者の公募に参加できるものは、次に掲げる要件（以下「応募資格」という。）をすべて満たす者（以下「応募者」という。）とする。

- (ア) 単一の法人であること（共同企業体でないこと）
- (イ) 納期の到来している市区町村税並びに法人税、消費税、地方消費税に未納額がないこと。
- (ウ) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いていること。
- (エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者（入札参加制限を受けていない者）であること。
- (オ) この公告の日から過去 2 年の間、八戸市建設業者等指名停止要領（平成 16 年 6 月 1 日実施）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (キ) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号の規定に該当しない者であること。
- (ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行わない者であること。
- (コ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者でないこと。
- (ク) その他委託事業者として適当でないと市長が認める者でないこと。

4 参加表明手続及び資格審査

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類（各 1 部）

- (ア) 参加意思表明書（別記様式第 1 号）
- (イ) 誓約書（別記様式第 2 号）
- (ウ) 法人登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（参加意思表明書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたもの。（写し可））
- (エ) 印鑑証明書（参加意思表明書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたもの。（写し可））
- (オ) 財務諸表等の写し（直近 1 年分）
- (カ) 直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）及び地方税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの。ただし、参加意思表明書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 30 日（木）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出先は「9 問合せ及び書類提出先」の担当部署宛とする。

(4) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、別記様式第 3 号により参加意思表明者に電子メール又はファクスで通知する。

5 質問及び回答

公告及び仕様書等の内容に関する質問は、次により行うことができる。

(ア) 質問受付期間

令和6年4月30日(火)から令和6年5月9日(木)の午後5時まで(必着)

(イ) 提出方法

別記様式第4号に規定する質問書を「9 問合せ及び書類提出先」に示す提出先に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。電話による質問は認めない。

(ウ) 回答予定日時

令和6年5月16日(木) 正午

(エ) 回答方法

回答は、別記様式第4号により参加意思表明者全員に電子メールにより送付するとともに、「9 問合せ及び書類提出先」に示す場所及び3の(1)の(ア)に示す市ホームページで回答書を閲覧に供する。

6 応募方法

(1) 提出書類

4(4)に規定する参加資格審査の結果、参加が認められた応募者は、次の(ア)から(ク)に掲げる書類7部(以下、「応募書類」という。)を提出しなければならない。

(ア) 事業者概要書(別記様式第5号)

(イ) 事業実績調書(別記様式第6号)

(ウ) 委任状(受任者がある場合)(別記様式第7号)

(エ) 参考見積書(別記様式第8号)

(オ) 参考見積内訳書(任意様式(積算の内訳を記入すること))

(カ) 再委託調書(再委託を予定している場合)(別記様式第9号)

(キ) 企画提案書(任意様式)(別紙1 令和6年度八戸市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務企画提案書作成要領参照)

(ク) その他(企業パンフレット、過去1年間の財務状況が分かる書類(任意様式))

※ 上記提出書類の任意様式のサイズは、A4版とする。ただし、図表等については、必要に応じてA3版折込も可とする。

(2) 受付期間

令和6年6月10日(月)から令和6年6月17日(月)まで(必着)

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出方法

応募書類は、「9 問合せ及び書類提出先」に示す提出先に持参又は郵送すること。電話又は電子メールによる提出は認めない。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、受付期間中に応募書類の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(5) その他

(ア) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された応募書類は、返却しない。

(ウ) 受付期間終了後における応募書類の差替え、訂正及び再提出は認めない。

(エ) 提出された応募書類について、別途その内容を聴取することがある。

7 審査及び選定等に関する事項

(1) 審査委員会の設置

八戸市は、事業者の選定を行うため、令和6年度八戸市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託企画提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査及び選定方法

(ア) 審査会の委員は、提出された応募書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別表2に示す企画提案内容審査基準（以下「審査基準」という。）に基づいて評価し、最高得点者を契約候補者として選定する。

(イ) 最高得点者が2者以上いる場合は、委員の決選投票により契約候補者を選定する。

(ウ) 評価点が総得点の7割を下回る場合又は審査基準に示す必須条件を満たさない場合は、失格とする。なお、応募者が1者の場合も同様とする。

(3) 審査実施日時及び場所

(ア) 実施日時

令和6年6月24日(月) 10時から12時 (予定) ※

(イ) 実施場所

八戸市庁本館地下会議室B (予定) ※

(ウ) 実施方法

① 参加者 3名以内

② 提案時間 20分以内

③ 質疑応答時間 10分以内

④ 応募者準備物 パソコン

(八戸市準備物 スクリーン、プロジェクタ、ホワイトボード)

※ 実施日時及び場所は、変更する場合がありますので通知書で確認すること。

(4) 審査結果の公表及び通知

(ア) 公表及び通知日

令和6年7月上旬(予定)

(イ) 公表及び通知方法

審査結果は、別記様式第10号により応募者全員に通知するとともに、3の(1)の(ア)に示す八戸市ホームページに掲載する。

(5) 契約の締結

契約締結予定日 令和6年7月下旬(予定)

8 応募に当たっての留意事項等

(1) 選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し又は委託事業者の選定若しくは決定を取り消す場合がある。

(ア) 審査会の委員又は審査手続業務に従事する市職員若しくはその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合

(イ) 本公募について不正な利益を得るために連合した場合

(ウ) 応募申込書等に虚偽の記載があった場合

- (エ) 実施要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - (オ) 参考見積書の金額が事業費上限額を超過した場合
 - (カ) その他選定の手続において不正な行為があったと市が認めた場合
 - (キ) 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合
 - (ク) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - (ケ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が業務を行うことについてふさわしくないと市が認めた場合
- (2) 応募の辞退
- 応募申込書等を提出した後に辞退する場合は、直ちに辞退届（別記様式第 11 号）を提出すること。
- (3) その他
- (ア) 事業提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (イ) 応募参加者は応募内容について熟読の上、提案書を提出すること。
 - (ウ) 本契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更となる場合は、契約を再度取り交わし対応するものとする。

9 問い合わせ及び書類提出先

八戸市 市民環境部 国保年金課 管理給付グループ

所在地：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

電 話：0178-43-9376

F A X：0178-44-9106

E-Mail：kokuhoh@city.hachinohe.aomori.jp

別表1 (1の(4)関係) スケジュール

委託事業者選定のスケジュールは次のとおりとする。

項目	期日または期間
(1) 公告日	令和6年4月30日(火)
(2) 質問受付期間	令和6年4月30日(火)～令和6年5月9日(木)
(3) 質問回答日	令和6年5月16日(木)
(4) 応募申込受付期間	令和6年5月16日(木)～令和6年5月30日(木)
(5) 応募資格審査	令和6年5月31日(金)～令和6年6月7日(金)
(6) 企画提案審査会実施通知日	令和6年6月10日(月)
(7) 企画提案審査会実施日	令和6年6月24日(月)(予定)
(8) 審査結果の公表及び通知日	令和6年7月上旬(予定)
(9) 契約締結予定日	令和6年7月下旬(予定)
(10) 契約期間	締結日～令和7年3月31日

※ 審査会実施日時は、変更する場合がありますので通知書で確認すること。

別表 2

令和 6 年度八戸市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託企画提案審査配点基準

評価項目		評価基準	評価点
①	業務実績	過去 2 か年度（令和 4 年度から令和 5 年度）に国民健康保険特定健康診査（以下「国保特定健診」）の受診勧奨業務を受託し、受診率を向上させた実績があるか。	10
②	業務の実施体制	業務を円滑に遂行するための管理責任者及びスタッフが適正に配置されているか。	5
③	実施方針	目的を理解し、適切に反映した実施方針になっているか。 （通知物及びその他の勧奨の実実施計画等を含む）	10
④	提案内容（1）	通知物のデザイン及びその他の勧奨内容は、KDBデータ等の分析を基に、対象者の特性により内容を変えるなど受診行動を促す効果的な工夫がなされているか。	10
⑤	提案内容（2）	通知物のデザイン及びその他の勧奨内容は、継続受診者の増加が期待できる内容になっているか。	10
⑥	提案内容（3）	通知物のデザイン及びその他の勧奨内容は、受診率の低い傾向にある次の対象者の「健診受診」を期待できるものであるか。 ①新規国保加入者 ②40～50歳代の国保加入者 ③過去3年度連続して未受診の国保加入者” ④通院中未受診者	15
⑦	提案内容（4）	PDCA サイクルに基づく効果検証がなされているか。	10
⑧	提案の独自性	八戸市国民健康保険特定健康診査に係る受診率、目標値、達成状況、県内順位、実施体制等（仕様書別紙 1 参照）を踏まえたうえで、事業者ならではの強みを活かした独自の提案となっているか。	20
⑨	プレゼンテーション時の対応	プレゼンテーションにおける内容説明と質疑に対する回答は適切か。	10
評価点の合計			100

別紙1 (6の(1)の(キ)関係)

令和6年度八戸市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務企画提案書作成要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度八戸市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託に係る事業者の審査に必要となる企画提案書（以下「提案書」という。）の作成方法を定めるものである。

2 提案様式

(1) 標記言語等

日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(2) 書類様式

(ア) 用紙サイズはA4版とし、30ページ以内とする。ただし、図面等についてはA3版の折り込みも可とする。なお、参考パンフレット等の提出はページ数に含めないが最小限とする。

(イ) 様式は任意とする。

(3) 提出部数

7部提出（正本1部、副本6部）とする。なお、提案書の正本には表紙に会社名を記載し、副本6部は会社名が推測できないように作成すること。

3 提案書の記載事項

提案項目	記載事項
(1) 業務実績	過去2か年度（令和4年度から令和5年度）に国民健康保険特定健康診査（以下「国保特定健診」）の受診勧奨業務を受託した場合、受診率を向上させた実績を記入してください。
(2) 業務の実施体制	業務を円滑に遂行するための管理責任者及びスタッフの配置体制及び教育体制が分かる資料を提出してください。
(3) 実施方針	仕様書の目的を踏まえ、適切に反映した実施方針であることが分かるよう記入してください。
(4) 提案内容	通知物のデザイン及びその他の勧奨内容について、次の(ア)から(エ)を踏まえて、受診率向上に資することが分かるよう記入してください。 (ア) KDBデータ等の分析を基に、対象者の特性により内容を変える等受診行動を促す効果的な工夫がなされているか (イ) 継続受診者の増加が期待できる内容か。 (ウ) 受診率の低い傾向にある次の対象者の健診受診を期待できる内容か。 ①新規国保加入者 ②40歳代～50歳代の国保加入者 ③過去3年度連続して未受診の国保加入者 ④通院により健診未受診と思われる国保加入者 (エ) PDCAサイクルに基づく効果検証がなされているか。
(5) 提案の独自性	八戸市国民健康保険特定健康診査に係る受診率、目標値、達成状況、県内順位、実施体制等を踏まえた上で事業者ならではの強みを活かした独自の提案となるよう記入してください。

